

「農」の景観形成推進地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

| | |
|--|--|
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 土地利用 | |
| <p>事業地内は、周囲の農地や樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。</p> <p>記載欄</p> | |
| <p>事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</p> <p>記載欄</p> | |
| <p>農地に隣接する場合は、緑がつながるよう、オープンスペースを設けるよう計画する。</p> <p>記載欄</p> | |
| <p>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。</p> <p>記載欄</p> | |
| <p>事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。</p> <p>記載欄</p> | |
| <p>電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。</p> <p>記載欄</p> | |
| (2) 造成等 | |
| <p>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</p> <p>記載欄</p> | |
| <p>擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>記載欄</p> | |

上記以外で特に景観に配慮した事項